小作爭議調査表

No. 104

（月報番號第一五二號）

（昭和十年六月分）

場所	糸島郡前原町大字神在字古屋敷
關係人員	地主 緒方貴之助 小作人 中西虎次郎外二名
地主關係團体	神在地主会
原因	小作人は農業を廃し下男奉公する目的にて前記組合支部員鈴木繁吉、秋山嘉吉の二名に対し各三反宛分配転貸せんとて仲介人を立て一反歩転貸料二百五十円にて交渉纏めたるも地主の抗議ありたる為小作人は契約者に対し契約取消を申出たる為小作人同志並地主間の紛争発生したり
要求事項	地主の小作人に対する小作地転貸反対 [illegible]
經過	小作人は地主の抗議を受けたる為再び自己にて小作することとして仲介人を以て転貸解約を申込みたるに秋山、鈴木は破約金三千円と謝罪状の要求をなしたり。小作人は破約金十五円は承認したるも相手方承諾せざる為未だ小作权自己にありとて植付準備の回答をなしたり。地主等は組合の應援を受け田植を為すと痛し両者対立激化せる為日農五反田支部長は六月二十日両者を招致し左記提案を示し調停結果地主も之に同意し紛争解決す
發生	昭和十年五月十九日
終熄	昭和〃年六月二十一日
關係地種類面積	田 六反歩
小作人關係團体	日農九州同盟会五反田支部

財團法人協調會福岡出張所

備考	
	共同借入中の千六百五十円余の負債を整理するの理由にて五月十三日土地返還の小作調停を申請す 六月二十一日村役場にて調停委員会の結果下記條件にて解決す
	一 無條件にて当該田地の返還をなすこと 二 小作米は当該田地に生産したる産米検査に合格する程度以上のものを毎年一月末日迄に地主方に持参納入すること 三 其の他